

インボイス制度導入後の税額控除制度について

課題

- 競争入札において、**適格請求書発行事業者でない者の資格を消費税額の負担増加を理由として制限できない**
- 大規模工事等の契約者が適格請求書発行事業者でない際の費用負担の影響が大きいため、**影響が生じない税額控除に対する支援措置が必要**

① 消費税控除における考え方

従来課税仕入れにかかる消費税は控除消費税とされていたが

- インボイス制度の施行にともない、**適格請求書発行事業者でない者と取引した場合、その消費税は控除できなくなる**

- 総務省通知は、競争入札にて適格請求書発行事業者でない者の入札参加資格に制限をかけること、適格請求書発行事業者であることを入札参加要件とすることは「**適当ではない**」としている

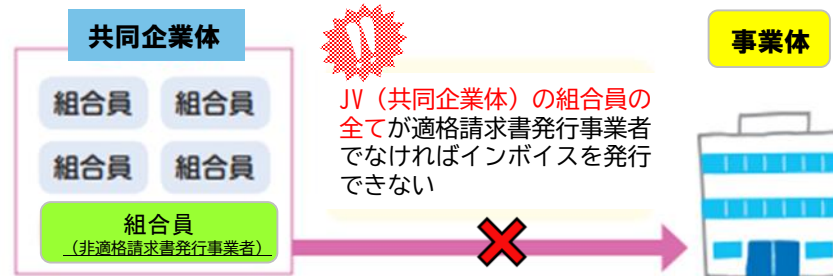
適格請求書発行事業者でない者と契約する場合は課税仕入れにかかる消費税を控除できないこととなり**費用負担が増加する**



② JV(共同企業体)と適格請求書の関係

- JVとは建設業における共同企業体であり、一企業では請け負うことができない大規模な工事・事業を複数の企業が協力して請け負う事業組織体

- その性質ゆえに、複数の企業が参加しているが、そのなかの一つでも適格請求書発行事業者でない場合、**JVとしてインボイスを発行できない**



問題!

現状のままでは・・・

競争入札において、適格請求書発行事業者でない者を含むJVとの取引は工事代金が高額にもかかわらず、入札資格を制限できず、消費税控除できないことで、多額の費用負担を発生させる!
費用負担の増加によって水道料金算定への支障や安定的なサービスの提供が困難となる恐れがある!

要望

多額の消費税にかかる負担の増加を防ぐために、**インボイス制度導入後も導入前と比べて、影響が生じないような税額控除に対する支援措置等を設けること**